

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

本県では、千葉県自殺対策推進計画（計画期間：平成22年度～平成29年度（2010～2017年度））を策定し、県、市町村及び保健・医療・福祉・教育・労働・警察等の関係機関・民間団体等が連携・協力し、普及啓発や人材養成、相談対応等の総合的な自殺対策に取り組んできました。

自殺者数は平成10年（1998年）に急増後、1,300人前後を推移してきましたが、このような取組の成果もあり、近年は減少傾向にあり平成28年（2016年）には1,026人（人口動態統計による）まで減少しています。

しかしながら、依然として自殺者は多く、自殺死亡率も高い水準にあることから、引き続き対策を強化実施していく必要があります。

このたび、平成28年4月に一部改正された自殺対策基本法や平成29年7月に改定された自殺総合対策大綱の趣旨も踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない千葉県を目指し、県を挙げて自殺対策に取り組んでいくため、「第2次千葉県自殺対策推進計画」を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、自殺対策基本法第13条第1項の規定に基づき、自殺総合対策大綱及び本県の実情を踏まえた自殺対策を、行政や関係機関、民間団体等がそれぞれの役割を担い、連携して自殺対策に取り組んでいくために策定するものです。

3 計画の期間

平成30年度（2018年度）から2027年度までの10年間を計画期間とします。

なお、国の自殺総合対策大綱（平成29年改定）は、概ね5年を目途に見直しを行うとされていることから、大綱の次期改定を踏まえて中間見直しを行うこととします。

4 計画の目標

数値目標として、2026年までに、千葉県の自殺死亡率を平成26～28年（2014～2016年）平均の18.6から30%以上減少させ13.0以下にすることを目標とします。

| 現状（2014～2016年平均） 平成26～28年平均 | 目標 2024～2026年平均 |
|--------------------------------|-----------------|
| 自殺死亡率 18.6 | 自殺死亡率 13.0 |

（自殺死亡率：人口10万人当たりの人口動態統計による自殺者数）